

個人情報保護委員会（第28回）議事概要

- 1 日時：平成29年1月13日（金）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、
手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員
福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：特定個人情報の取扱いに関する留意点の説明会の実施について
事務局から、資料1-1及び1-2に基づき、説明を行った。

阿部委員から「今まで立入検査を実施してきた、様々な検査のノウハウが蓄積されてきたと思う。都道府県単位での開催になると思うので、研修に直接参加できない者にも伝わるようにしてほしい」という旨の発言があった。

熊澤委員から「地方公共団体の漏えい事案の報道が行われており、リスクに対する認識も高まってきていると思う。説明会資料はポイントを絞った事例の解説になっていると思うので、監査マニュアルの作成にも活かすなど、あらゆる形で活用してほしい」という旨の発言があった。

大滝委員から「説明会の多くが都道府県単位での開催になり、限られた人数しか参加できないと思われるが、説明会に参加していない者に対する伝達をするよう参加者に伝えてほしい」という旨の発言があった。

宮井委員から「説明資料については、よくできていると思うが、説明会で参加者から出された質問等について、説明者はしっかりと補足し、十分理解できるよう説明するとともに、説明会の資料についても適宜見直すなど工夫してほしい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「立入検査等の経験を踏まえての資料になっていると思う。説明会の開催に当たって地方公共団体との調整等は大変だったと思うが、特定個人情報の取扱いに関する留意点を地方公共団体に示すことは、非常に重要なことであるので、説明会をしっかりと実施してほしい」という旨の発言があった。

- (2) 議題2：その他

事務局から、厚生労働大臣及び国税庁の評価の実施時期協議について説明があり、本協議について了承された。

事務局から、総務大臣が策定する情報通信関連分野ガイドライン（案）について、資料に基づき報告を行った。

手塚委員から「金融・医療・情報通信といった特定の分野については、現行の規制水準に鑑み整理をする必要があり、特に情報通信分野は憲法 21 条の通信の秘密とも深く関わっていることから、それらの保護と個人情報保護のバランスをとることが重要と認識している。今回、改正個人情報保護法に即し、委員会における共通ガイドラインを基盤として、通信の秘密など情報通信の性質に応じた規制水準が維持されるよう総務省によりガイドライン案が取りまとめられたのは、事業者の実務運用の継続性の観点や、消費者の権利利益の保護の観点から適切なことであると考え」という旨の発言があった。

丹野委員から「消費者の生活は情報通信に依存しており、多数の人々は利便性を感じつつも個人情報の取扱いに一抹の不安を感じていることから、情報通信分野のガイドラインは消費者からの注目度も高い。委員会ガイドラインに即しつつ、通信の秘密等も規律した本ガイドライン案は、そうした不安に適切に対応したものである」という旨の発言があった。

嶋田委員から「消費者から委員会に相談があった場合も含め、本ガイドラインに関する消費者からの相談に関し適切な対応がなされるように情報連携をしっかりと行う必要がある」という旨の発言があった。

阿部委員から「本ガイドラインの内容については、まずは総務省が責任を持つとしても、消費者は委員会へ相談をすることが考えられるため、総務省と委員会との連携と協力が重要である」という旨の発言があった。これに対し事務局から「改正個人情報保護法の施行後の委員会の事務となる消費者からの相談・苦情の受付や必要なあっせんについてきちんと対応できるよう、総務大臣を始めとする事業所管大臣と連携しつつ施行に向けた体制を整えてまいりたい」という旨述べた。

堀部委員長から「総務大臣が作成する情報通信関連分野ガイドラインの各内容については、個人情報保護法との整合性を事務局において確認していることから、今後、関係当局において手続を進めていただきたい」という旨の発言があった。

情報通信関連分野ガイドライン（案）について、総務省においてパブリックコメントに付して策定作業を進めることについて了承された。

手塚委員の海外渡航について承認された。

以上